

【事例 3】ケガ又は病気が原因で亡くなられた場合の補償



遺族の人数等に応じて、年金又は一時金が給付されます。
また、遺族が葬祭を行った場合又は社葬として亡くなった船員の会社において葬祭を行った場合に、一定額が給付されます。

※ 遺族に対する年金又は一時金について、船員保険から上乗せ給付が受けられる場合があります。

【事例 4】傷病の状態が安定し、治ゆ(症状固定)となった後に、後遺障害が残った場合の補償

※ 治ゆ(症状固定)とは、治療してもこれ以上改善しないものであり必ずしも、完治したことをいうものではありません。



後遺障害が障害等級表に掲げる障害等級（1級～14級）に該当するとき、その障害の程度に応じて年金又は一時金が給付されます。

※ 障害に対する年金又は一時金について、船員保険から上乗せ給付が受けられる場合があります。

【事例 5】重い後遺障害により、家族や介護サービス事業者等から、介護を受けることとなった場合の補償



障害（補償）給付（年金）又は傷病（補償）年金の受給者で、介護を要する場合に一定額が給付されます。

【事例 6】船から転落等し、行方不明となった場合の補償



行方不明となり、その期間が1か月以上になった場合に一定額が船員保険から給付されます。